

総合資源エネルギー調査会

主管省及び庶務担当部局課 資源エネルギー庁長官官房総務課調
査広報室

電話番号 (03)3501-5964

ホームページ

<https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/index.html>

根拠法令 経済産業省設置法第18条

設置年月日 平成13年1月6日

所掌事務

1. エネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第3項に規定する事項を処理すること
2. 経済産業大臣の諮問に応じて鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びにこれらの適正な利用の推進に関する総合的な施策に関する重要事項（3に規定する重要事項を除く。）を調査審議すること
3. 経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じて石油の割当て又は配給その他石油需給適正化法の運用に関する重要事項を調査審議すること
4. 1～3に規定する事項に関し、経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べること
5. 鉱業法、石油の備蓄の確保等に関する法律、揮発油等の品質の確保等に関する法律及びエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利

用の促進に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること

分科会等

<分科会>

1. 基本政策分科会

(所掌事務)

- ① エネルギー政策基本法第 12 条第 1 項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第 3 項に規定する事項を処理すること
- ② 鉱物資源及びエネルギーに関する基本的な政策に関する重要事項を調査審議すること
- ③ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第 8 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 省エネルギー・新エネルギー分科会

(所掌事務)

- ① 省エネルギー及び新エネルギーに関する重要事項を調査審議すること
- ② エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づき調査会の権限に属させられた事項を処理すること

3. 資源・燃料分科会

(所掌事務)

- ① 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物及びこれに類するもの並びにこれらの製品の安定的かつ効率的な

供給の確保に関する重要事項を調査審議すること

- ② 石油の割当て又は配給その他石油需給適正化法の運用に関する重要事項を調査審議すること
- ③ 鉱業法第 53 条の 2 第 4 項及び第 112 条第 1 項、石油の備蓄の確保等に関する法律第 4 条第 1 項及び第 3 項並びに揮発油等の品質の確保等に関する法律第 18 条第 3 項の規定により調査会の権限に属させられた事項を処理すること

4. 電力・ガス事業分科会

(所掌事務)

- ① 電気事業、ガス事業及び熱供給事業に関する重要事項を調査審議すること
- ② エネルギーに関する原子力政策に関する重要事項を調査審議すること

<部 会> なし

委員<定数> 30 人以内 (学識経験者)

うち常勤 なし

<任期> 2 年

<氏名> ◎白石 隆 (公立大学法人熊本県立大学理事長)
 伊藤 麻美 (日本電鍍工業株式会社代表取締役)
 工藤 禎子 (株式会社三井住友銀行 専務執行役員)
 隅 修三 (東京海上日動開催保険株式会社 相談役)
 水本 伸子 (株式会社 IHI エグゼクティブ・フェロー)
 山内 弘隆 (一橋大学大学院経営管理研究科教授)
 山地 憲治 (公益財団法人地球環境産業技術研究機構
 理事長・研究所長)

諮問・答申事項等

- ・「令和2年度以降の5年間についての石油備蓄目標」(R2.6 諮問)
- ・「令和2年度以降の5年間についての石油備蓄目標」の諮問に対する答申について (R2.7 答申)
- ・「第6次エネルギー基本計画」(R2.10 諮問)
- ・「令和3年度以降の5年間についての石油備蓄目標」(R3.11 諮問)
- ・「令和3年度以降の5年間についての石油備蓄目標」の諮問に対する答申について (R4.1 答申)